

## 千葉県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、この要領において定めるもののほか、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）の用語の意義による。

### (支援法人の指定)

第3条 知事は、法第40条の規定により、住宅確保要配慮者の属性に応じ、その支援業務に関する次の各号のいずれかに掲げる業務を行う者を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定するものとする。ただし、地方住宅供給公社法（昭和26年法律第193号）に基づく地方住宅供給公社が当該業務を行う場合を除く。

- 一 相談対応（緊急時対応を含む。）及び住宅確保要配慮者に対する居住支援サービス（この要領において次号イからへに掲げる業務に係るものをいう。以下「居住支援サービス」という。）のコーディネートに関する業務
- 二 次に掲げる居住支援サービスのいずれかを提供する業務
  - イ 家賃債務保証
  - ロ 安否確認・見守り
  - ハ 緊急連絡先の提供
  - ニ 家財整理・家財処分
  - ホ 死後事務受任
  - ヘ その他知事が認めたもの
- 三 法第四十二条に規定する支援業務で前二号に掲げるもの以外のもの

2 支援法人は、県及び市町村、千葉県あんしん賃貸支援事業により登録を受けた協力店及び千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度により登録を受けた支援団体並びに支援協議会の活動等に協力するとともに、他の支援法人との連携に努めなければならない。

(指定の申請)

第4条 法第40条の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（別記様式第1号）を知事に提出することにより申請するものとする。

2 省令第27条第2項第7号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次の各号に定める書類とする。

一 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の支援業務に係る事業計画及び収支予算書

二 申請以前（申請年度の過去5年に限る）に行った法第42条各号の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類

三 個人情報保護規定その他これに準ずるもの

四 法第42条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類

五 支援法人の指定に関する誓約書（別記様式第2号）

六 支援業務の実施のための意思決定がなされていることがわかる書類（省令第27条第2項第3号に掲げる「申請に係る意志の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く）

七 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が法第40条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、法第40条の規定による指定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、県ホームページに掲載することにより法第41条の規定による公示を行う。

4 知事は、前条第1項の申請があった場合において、申請者が法第40条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、居住支援法人として指定しない旨を指定しない理由を示して申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第6条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書(別記様式第3号)を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

(市町村長からの推薦)

第7条 知事は、申請者が指定を受けようとする支援業務について過去5年以内(申請年度を含まない。)に実績がない場合において、居住支援を行う区域内の市町村との連携の実績又は申請者である法人の設立への市町村の関与が認められる場合に、当該市町村長に対し推薦を求めることができる。

2 前項の規定により推薦を求められた場合において、市町村長は、連携の実績がある又は申請者である法人の設立に市町村が関与しているなど、推薦にあたり支障がないと判断できる場合は、知事に推薦することができる。

3 前項の規定による市町村長からの推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書(別記様式第4号)により書面を交付することにより行うものとする。

4 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動状況その他の状況について聴くことができる。

(家賃債務保証業務の委託)

第8条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受けようとするときは、債務保証業務委託認可申請書(別記様式第5号)に、委託しようとする業務及び委託する理由並びに委託しようとする者に応じて次の各号に定める書類及び委託に係る契約書の写しを添えて知事に提出するものとする。

- 一 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることがわかる書類
- 二 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)の規定による登録家賃債務保証業者(以下「登録家賃債務保証業者」という。)である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることがわかる書類
- 三 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である

場合は、当該委託しようとする者が居住支援法人として指定を受けた者であることがわかる書類

- 2 知事は、法第43条第1項の規定による認可をしたときは、その旨を、当該認可を受けた者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第43条第1項の規定による認可をしないときは、債務保証業務委託の認可を行わない旨を、認可しない理由を示して当該認可を申請した者に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第9条 支援法人は、法第44条第1項の規定による認可を受けようとするときは、債務保証業務規程認可申請書（別記様式第6号）に債務保証業務規程を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容が基準に照らし適切であると認めるときは、当該債務保証業務規程を認可するものとする。
- 3 知事は、法第44条第1項の規定による認可をしたときは、その旨を、当該認可を受けた者に通知するものとする。
- 4 知事は、法第44条第1項の規定による認可をしないときは、債務保証業務規程の認可を行わない旨を、認可しない理由を示して当該認可を申請した者に通知するものとする。
- 5 債務保証業務規程を変更しようとするときは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「債務保証業務規程認可申請書（別記様式第6号）」は「債務保証業務規程認可変更申請書（別記様式第7号）」と読み替えるものとする。

(事業計画等の認可)

第10条 支援法人は、法第45条第1項の規定による認可を受けようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請書（別記様式第8号）に、支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容が基準に照らし適切であると認めるときは、当該事業計画等を認可するものとする。
- 3 知事は、法第45条第1項の規定による認可をしたときは、その旨を、当該認可を受けた者に通知するものとする。

4 知事は、法第45条第1項の規定による認可をしないときは、支援業務事業計画等の認可を行わない旨を、認可を行わない理由を示して当該認可を申請した者に通知するものとする。

5 事業計画等を変更しようとするときは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請書（別記様式第8号）」は「住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等変更認可申請書（別記様式第9号）」と読み替えるものとする。

（毎事業年度の報告）

第11条 支援法人は、法第45条第2項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、支援業務事業報告書等提出書（別記様式第10号）によるものとする。

（支援法人の辞退）

第12条 支援法人は、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行うときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（別記様式第11号）により知事に届け出るものとする。

（指定の取消し等）

第13条 知事は、法第50条の規定により、支援法人の指定の取消しをしたときは、その理由を示して当該指定の取消しを行った支援法人に通知するものとする。

2 知事は、県ホームページに掲載することにより法第52条第2項の規定による公示を行う。

（書面による申請）

第14条 支援法人は、第4条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定による申請書を書面により提出する場合は、正本及び副本にその添付図書を添えて提出するものとする。

2 前項により申請があったときは、知事は、第5条第2項及び第4項、第8条第2項及び第3項、第9条第3項及び第4項並びに第10条第3項及び第4項の規定による通知を副本及び添付図書を添えて行うものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援業務を開始しようとする年月日

年 月 日

2 支援業務を行おうとする区域

〇〇市町村

3 支援業務を行おうとする事務所の所在地等

（1）事務所等の所在地

（2）連絡先電話番号

〃 電子メール

4 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者及び指定を受けようとする支援業務の範囲  
別添のとおり

（注意事項）書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

別記様式第 1 号の別添

	法及び省令で定める者	千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者
支援業務の対象とする住宅確保要配慮者	<input type="checkbox"/> 低額所得者 <input type="checkbox"/> 被災者（発災後 3 年以内の災害による） <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 子どもを養育する者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人 <input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者 <input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所患者 <input type="checkbox"/> DV（ドメスティックバイオレンス）被害者 <input type="checkbox"/> 拉致被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者 <input type="checkbox"/> 東日本大震災による被災者	<input type="checkbox"/> 海外からの引揚者 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者 <input type="checkbox"/> LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） <input type="checkbox"/> UIJ ターンによる転入者 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 <input type="checkbox"/> 更生保護対象者その他犯罪をした者等 <input type="checkbox"/> 令和元年房総半島台風・東日本台風及び 10 月 25 日の大雨による被災者
指定を受けようとする支援業務の範囲	<input type="checkbox"/> 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証 <input type="checkbox"/> 安否確認・見守り <input type="checkbox"/> 緊急連絡先の提供 <input type="checkbox"/> 家財整理・家財処分 <input type="checkbox"/> 死後事務受任 <input type="checkbox"/> その他知事が認めるもの （ ） <input type="checkbox"/> 上記に掲げるもの以外の支援業務 （ ）	

（注意事項）

- それぞれの欄について、該当するものに  してください。
- 「支援業務の対象とする住宅確保要配慮者」の「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 2 条及び同施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 3 条の規定による住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。条文を確認したうえで対象とする者について誤りがないことを十分に確認してください。
- 「指定を受けようとする支援業務の範囲」欄において、「その他知事が認めるもの」又は「上記に掲げるもの以外の支援業務」に  する場合は、その下の（ ）に支援業務の内容を簡潔に記入してください。



別記様式第2号(第4条第2項第5号関係/債務保証なし)

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書

当 〃の役員等は、下記のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

下記の内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより住宅確保要配慮者居住支援法人の指定が取り消されても、意義は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

なお、役員等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

記

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ヘ 成年被後見人又は被保佐人であるとき
- ト 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき
- チ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- リ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者(当該取り消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から2年を経過しない者を含む。)であるとき
- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからリのいずれかに該当する者であるとき

年 月 日

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名

別記様式第2号(第4条第2項第5号関係/債務保証あり)

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書

当 〃の役員等は、下記のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

下記の内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより住宅確保要配慮者居住支援法人の指定が取り消されても、意義は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

なお、役員等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

記

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ヘ 成年被後見人又は被保佐人であるとき
- ト 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき
- チ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- リ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者(当該取り消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から2年を経過しない者を含む。)であるとき
- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからリのいずれかに該当する者であるとき
- ル 債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であるとき

年 月 日

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名



別記様式第3号(第6条第1項関係)

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称等を下記のとおり変更するので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更予定年月日	年 月 日	
2 変更する事項		
変更事項	変更前	変更後
法人の名称		
法人の所在地		
事務所の所在地		
その他 ( )		
3 変更の理由		

(注意事項)「2 変更する事項」の変更事項欄については、変更するものに  を入れてください。

別記様式第4号(第7条第3項関係)

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

住宅確保要配慮者居住支援法人の推薦について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について、<当市町村との連携の実績があるなど、>推薦に支障がないと認められるので、推薦いたします。

連絡先

市町村 部 課

担当者:

電話: ( )

別記様式第5号（第8条第1項関係）

債務保証業務委託認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第43条第1項の規定により、債務保証業務の一部を委託する認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する業務内容
- 2 委託する期間
- 3 委託する理由
- 4 受託する者
  - (1) 所在地
  - (2) 名称
  - (3) 代表者氏名
  - (4) 金融機関等の免許等

(注意事項)

1. 「3 受託する者（4）金融機関等の免許等」欄には、受託する者が受けた金融機関等の免許、許可又は登録の名称及び番号を記入してください。
2. 書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

別記様式第6号（第9条第1項関係）

債務保証業務規程認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第44条第1項の規定により、別添の債務保証業務規程について認可を受けたいので申請します。

（注意事項）書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

別記様式第7号（第9条第4項関係）

債務保証業務規程変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

年 月 日付け 第 号で認可を受けた債務保証業務規程について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第44条第1項後段の規定により変更の認可を受けたいので、変更後の債務保証業務規程を添付し申請します。

変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更の理由

（注意事項）書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。



別記様式第8号（第10条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第45条第1項の規定により、下記年度の支援業務に関する事業計画及び収支予算について認可を受けたいので申請します。

記

事業年度の始期及び終期

（始期） 年 月 日から（終期） 年 月 日

（注意事項）書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

別記様式第9号（第10条第4項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

年 月 日付け 第 号で認可を受けた事業計画及び収支  
予算について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19  
年法律第112号）第45条第1項後段の規定により変更の認可を受けたいので、別添の  
とおり事業計画及び収支予算を添付し、申請します。

変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更の理由

（注意事項）書面で提出する場合は、申請書及び添付図書は正本及び副本各1部提出してください。

別記様式第10号(第11条関係)

支援業務に係る事業報告書等提出書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第45条第2項の規定により、下記年度の支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を財産目録及び貸借対照表を添付して提出します。

記

事業年度の始期及び終期

(始期) 年 月 日から(終期) 年 月 日

別記様式第11号(第12条関係)

住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書

年 月 日

千葉県知事 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

法人の指定番号 千葉県支援法人第 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人について、下記の理由により指定を辞退したいので届け出ます。

記

指定を辞退する理由